平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	25							府 省」	庁 名	厚生労働省
対象	税目	個人	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他()
要項目		確定	定拠出年金	金の中途引き	出し要件	の緩和				
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 退職により企業型年金の加入資格を喪失後、個人型年金の加入資格がない者(第三号被保険者、公務員等)に ついては、個人型年金への移換後に年金資産額が50万円以下であること等の要件を満たすことで、年金資産の 中途引き出しを認めている。								
		- \$	寺例措置(企業型码		において	、中途引き出し	ン要件の緩和る	を図るための	の所要の措置	置を要望する。
関係	条文					4条の2第1項第 =金法施行令第60:		生第 30 条、31	条、所得税法が	近行令 72 条第 2 項第 5 号
減 見込		[ネ	初年度] 故正増減」	_	(–		平年度] —	- (—)	(単位:百万円)
要望	理由	†:	こめには、 このたと	除化社会の到 公的年金の め、確定拠出	上乗せ部 年金等の	分である企業な	F金の果たする の役割を十分(役割はます こ果たし、	ます重要とな	章を充実したものとする よる。 ぐに応えられるようにす
		F	用手数料 公的年	呆型商品の利 を払って運用 金の上乗せ部	し続ける 分である	ことによって生	手金資産額が の普及を促進	目減りする	場合がある。	資産を有していても、運 で実を図るため、より実
本要 対応		_								
縮源	蒸						~— <u>`</u>	ָר <u>י</u>	25	— 1

合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	基本目標 I X 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること
		策の 成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の問題点を改善し普及を阻害する要因を取り除くことで、普及を促進していく。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中 の達成目標	
	-	策目標の 成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	-	望の措置の 開見込み	退職により企業型年金の加入資格を喪失後、個人型年金の加入資格がない者(第三号被保険者、公務員等)に影響がある。 なお、平成23年度に個人型年金から中途引き出しをした者は2,442人であり、加入者全体の約0.06%である。
	効 (望の措置の 果見込み (手段としての 効性)	確定拠出年金における少額資産者については、運用手数料を払って運用し続けることで、逆に資産が目減りすることもあることから、こうした者に中途引き出しを認めることは制度趣旨にかなうものである。
	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	確定拠出年金については、事業主掛金の拠出時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
相当	の	第上の措置等 要求内容 び金額	(該当なし)
性		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		望の措置の 当性	確定拠出年金に係る中途引き出し要件の緩和により、公的年金の上乗せ部分である確定拠出年金制度の問題点を改善し、普及を阻害する要因を取り除くことで、制度普及を図っていく。
		ページ	25 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績 	個人型年金から中途引き出しをした者 制度創設時からの累計 12,906 人 平成23年度 2,442 人
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	(要望の性格上、明示困難)
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	(要望の性格上、明示困難)
前回要望時の 達成目標	(要望の性格上、明示困難)
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	(要望の性格上、明示困難)
これまでの要望経緯	平成 16 年度税制改正要望において、少額資産の中途引き出し、個人型加入資格がない者であって一定の要件を満たした者の要件を緩和、平成 19 年度、平成 22 年度税制改正要望において、個人型加入資格を有する者であって一定の要件を満たした者の中途引き出し要件の緩和を要望し、認められている。
ページ	25 — 3